

平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 政策財務部

地域政策課（地域振興室（当時））

監査の結果	津eネットショップ管理運営業務について、当該業務は、インターネット上に地域産品の共同市場「津モール」を開設・運営し、全国への情報発信を行い、地域の活性化を図ることを目的とするもので、津eネットショップ実行委員会に随意契約により委託しており、当該委託料は、平成22年度は332万円、平成23年度は329万円を支出しているが、「津モール」で販売している商品数は少なく、平成22年12月の開設後1年間の売上実績は1件という状況であり、費用に見合う効果が得られないことを懸念することから、当該業務の在り方を見直されたい。
措置の内容	地域産品についての情報発信による地域の活性化は必要であることから、利用者数の増加を目指すべく津eネットショップ管理運営業務を見直し、平成24年4月1日、「津モール」（4事業者5品目）を再構築し、津市物産SHOP「ついと」（29事業者101品目）の新規開設を行った。

(2) 健康福祉部

こども家庭課

監査の結果	児童福祉法第56条第4項の規定に基づく私立保育園に係る保育所入所負担金の収納事務の委託について、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づきその旨を告示していたが、同負担金の収納事務を委託したことについては、児童福祉法施行令第44条の2第1項の規定に基づき告示しなければならないものであり、さらに、同項は、その旨を本人又はその扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならないと定めているが、これを公表していないことから、収納事務を委託するに当たっては、法令の定めるところにより、適正に事務を執行されたい。
措置の内容	保育所入所負担金の収納事務の委託については、児童福祉法施行令第44条の2第1項の規定に基づき告示し、また、その旨については受託者証を各私立保育園の掲示板へ掲出するなどの方法により公表するよう改めた。

(3) 商工観光部  
観光振興課

<p>監査の結果</p>	<p>平成22年度の榊原温泉振興協会事業補助金（830万円）に係る実績報告書を見ると、CM等総合宣伝事業費（515万4千円）の全額が市費充当額であると記載されており、当該事業費について、交付確定に係る証憑書類を調査したところ、公金で賄うことがふさわしくない経費が一部にあったほか、市費充当額の内容を十分に確認できないものがあった。改めて調査したところ、実績報告書に記載上の不備があったということであるが、これらのことは、同協会における補助金の取扱いに起因する一方、補助金審査の在り方に問題があることは否めない。</p> <p>補助金行政に携わる職員は、貴重な公金を財源とする補助金を充当した経費が、当該補助金の趣旨及び目的にかなうものか否かに特に留意し、必要に応じて、その実態を把握・検証し、問題があれば、速やかに津市補助金等交付規則上の措置を講じることがもとより、当該補助金の在り方を見直すことが肝要であると考えことから、榊原温泉振興協会事業補助金については、問題点を整理の上、所要の是正措置を講じられたい。</p>
<p>措置の内容</p>	<p>榊原温泉振興協会に対し、市費充当額の内容を十分に確認できるよう証憑書類などの整備を行うよう指示したほか、平成23年度の補助金の交付に当たっては、津市行財政改革大綱の補助金に係る交付指針や津市補助金等交付規則等の趣旨を十分に踏まえ、その実態を把握・検証した。</p>

(4) 農林水産部  
農林水産政策課

<p>監査の結果</p>	<p>平成22年度の農林業就業促進対策事業補助金について、その趣旨及び目的は、農林業を営む事業者における農林業への就業意欲のある者（以下「就業希望者」という。）への実践研修等に要する経費（賃金等）の一部を補助することによって、円滑な就業を支援し、将来の農林業の担い手を確保するものであるところ、研修実施計画書に添付された就業希望者の履歴書の「動機」の項目に全く記載のないもの又は経済的な動機が記載</p>
--------------	--

	<p>されているものがあつたほか、履歴書に経済的な動機を記載した就業希望者については、3か月以上研修したにもかかわらず、その研修記録簿の研修上の課題、指導結果等に関する事項は記載されていなかった。これらのことについては、同補助金の趣旨及び目的に照らし、望ましいものではないことから、必要に応じて、職員が直接就業希望者と面談して就業意欲を確認するとともに、研修記録簿への記載を徹底するよう、その事務処理の在り方を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>農林業就業促進対策事業補助金の交付決定を行う際に、研修実施計画書に添付される履歴書から志望動機等について十分点検を行うとともに、実績報告書の提出時において、研修記録簿の研修上の課題、指導結果等に関する事項の記載がなされているかなど、当該補助金の趣旨及び目的に合致するかの確認行為を徹底するよう改めた。</p>

(5) 下水道部

下水道建設課

監査の結果	<p>下水道工事に伴う工作物（事業用資産をいう。以下同じ。）の移設補償について、被補償者から提出された見積額を基準にその移設補償金額を算定しており、平成23年度の工作物の移設補償事案の一部について見ると、橋内東部第二排水雨水幹線築造工事に伴う工作物の移設補償金額の基準とした見積額に消費税が含まれていた。</p> <p>一般的に被補償者が消費税の課税事業者である場合においては、消費税額の算定上、控除対象仕入税額として仕入税額控除できる場合があり、その結果、移設補償金に含まれる消費税相当額を負担しなかったことになるときは、過補償になることから、あらかじめ消費税相当額の補償の可否を判定する必要がある。</p> <p>そこで、当該工事に伴う工作物の移設補償に当たって、消費税相当額の補償が必要であると判定した理由を聴取したところ、本来はその補償が必要でないものであったということから、所要の是正措置を講じるとともに、工作物の移設補償に当たっては、適切に消費税相当額の補償の可否を判定するよう、</p>
-------	--

	補償事務の在り方を見直されたい。
措置の内容	当該工事に伴う工作物の移設補償費のうち補償が必要ではなかった消費税相当額について戻入した。また、工作物の移設補償の要否判定について、要否判定フロー等の活用により、判定方法の見直しを図った。

(6) 会計管理室

監査の結果	法人その他の社団に対する補助金、負担金等の支払に係る審査に当たって、債権者たる法人等の代表者から提出された請求書に振込先として指定された預金口座の名義人について、当該法人等の名称のほか、代表者以外の者（会計担当者等）の氏名が記載されている場合において、会計管理室は、当該支払金の受領委任に係る委任状の徴取を求めているが、債権者と預金口座の名義人として記載された当該法人等の名称が一致するのであれば、当該支払金の債権者と受領者は同一であると解するものであって、委任状の徴取は不要であると考えられる。このような委任状の徴取については、全庁的に相当な件数に及ぶものと推察するが、債権者のためでなければ支出することができないことを定めた地方自治法第232条の5第1項の趣旨を踏まえつつ、市の職員及び債権者たる法人等における事務の負担軽減を図る観点から、その要否について検討の上、その結果を踏まえて、所要の改善に取り組まされたい。
措置の内容	債権者を法人、法人でない団体等に区分した上で、受領委任に係る委任状の徴取の要否に関する考え方を整理し、債権者と預金口座の名義人として記載された当該法人等の名称が一致する場合は委任状の徴取は不要とするよう改めた。

(7) 久居総合支所

生活課

監査の結果	久居北口文化会館における月刊誌の購入に当たって、割引のある定期購読を利用すれば、より安価に調達できるものがあつたことから、年間を通じて購入する雑誌については、定期購読による割引の有無を確認の上、調達方法を見直されたい。
措置の内容	年間を通じて購入する冊子について、割引のある定期購読を利用することにより、より安価に調達するよう改めた。

(8) 消防本部

消防総務課

監査の結果	<p>修繕業務に係る見積合わせの執行に当たって、美杉町内の3者（便宜上「A社」、「B社」、「C社」という。）を選定したのについて見たところ、A社、B社、C社は、それぞれ異なる様式・字体の見積書を使用していたと考えられるが、A社が多気防火水槽フェンス修繕業務の見積合わせで提出した見積書の様式・字体は、B社が八知防火水槽フェンス修繕業務の見積合わせで提出したものと酷似する一方、B社が多気防火水槽フェンス修繕業務の見積合わせで提出した見積書の様式・字体は、A社が八知防火水槽フェンス修繕業務の見積合わせで提出したものと酷似している。</p> <p>そして、これらの見積合わせの結果、各修繕業務はいずれもC社が受注しているが、これらのことは、公正かつ適正な見積合わせであったか否か、疑問を抱かざるを得ないものであり、契約事務の公正かつ適正な執行を確保する観点から、これらの業者に事実関係を聴取するなど、調査の上、その結果を踏まえ、適切に対処されたい。</p>
措置の内容	<p>見積合わせの執行時において、複数の執行職員により見積書の様式・字体が酷似していないかなど、公正かつ適正な見積合わせであるか否かの観点からも確認を確実にを行うよう改めた。</p>

(9) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

(ア) 市立学校における備品（事務用机）の購入について

監査の結果	<p>人事異動により事務用機の不足が生じた一部の市立学校において、他校における事務用機の余剰品の有無を調査することなく、当該不足数量の事務用機を購入していたが、全庁的に経費節減に取り組む中、備品の購入に当たっては、他校における余剰品の有無を調査の上、余剰品がある場合は、これを利用することによって、一層の経費節減に努められたい。</p>
措置の内容	<p>市立学校における事務用機の余剰品に係る調書を作成し、市立学校間で情報を共有することにより、余剰品がある場合は、これを利用するよう改めた。</p>

(イ) フラットファイルの背表紙に係る印刷業務について

監査の結果	<p>市立学校において、フラットファイルの背表紙に係る印刷業務を発注しており、平成22年度の発注総額は51万6千円（教育総務課調べ）であった。当該印刷業務は、フラットファイルに文書管理上の背表紙を貼付し、これを成果品として各市立学校が発注した数量分の納品を受けるもので、一部の市立学校における支出負担行為回議書を見ると、その1冊当たりの消費税抜きの単価は68円であった。</p> <p>一方、市の単価契約価格表（Aブロック：平成22年6月1日～平成23年5月31日納品分）におけるフラットファイルの消費税抜きの単価は10冊入りが235円で1冊当たりになると23.5円となり、背表紙については、各所管課等に設置された情報機器端末及びプリンタ機器を使用すれば容易に作製できるものであることから、市立学校における当該印刷業務の発注は割高な調達方法であって、全庁的に経費節減に取り組む中、望ましいものではないと考えるため、当該印刷業務の在り方を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>フラットファイルの背表紙については、印刷業務の発注を行わず、市立学校に設置された情報機器端末及びプリンタ機器を使用して作製するよう改めた。</p>

イ 香良洲事務所

監査の結果	<p>香良洲学校給食センター及び市立香良洲小学校に係る日本放送協会放送受信契約について、それぞれ日本放送協会放送受信規約第5条第1項に定める放送受信料の支払をしていたが、同規約第5条の5は、事業所の同一敷地内における2件以上の契約のうち、1件を除く各契約については、当該放送受信料の半額を減じるという事業所割引制度を定めているため、これらの施設に係る契約が事業所割引制度の対象になるか否かを確認の上、所要の手続を行い、経費節減に努められたい。</p>
措置の内容	<p>日本放送協会に確認を行ったところ、香良洲学校給食センター及び市立香良洲小学校の日本放送協会放送受信料については、同一敷地内における事業所割引制度の対象と認められたことから、所要の手続を行った。</p>

(10) 随時監査

建設部北工事事務所

監査の結果	<p>平成23年度北道新補第2号 追上響野線ほか1線道路改良工事(その2)について、当該路線は、県道亀山・白山線と市道椋本安西線を結ぶ都市計画道路であり、延長870メートルのうち326メートル、幅員9.5メートルを整備するものである。</p> <p>工事期間は、平成23年8月29日から平成24年1月20日までであるが、平成23年12月28日現在の工事進捗率は45.0パーセントで、平成24年1月10日に現地調査をしたところ、地下埋設物(上・下水道管)の管理者との調整不足により、当該地下埋設物が布設されておらず、工事期間内の完成が困難な状況であったため、地下埋設物の布設を要する道路改良工事については、事前に地下埋設物の管理者と十分な調整を行い、当初の工程に従い施工できるよう、その発注の在り方を見直されたい。</p> <p>なお、工程が大幅に遅延しているにもかかわらず、工程の変更がなされていなかったことから、工程管理が機能するよう速やかに工期を延長し、その実績評価に応じて、工種別の施工計画を変更するよう工程管理の在り方を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>地下埋設物(上・下水道管)の有無については、発注の事前に行う占有者会議等において、管理者と十分調整を図っていくとともに、工程管理を的確に行い、工期の延長が必要な場合にあっては速やかに行うよう改めた。</p>